

最高裁秘書第375号

令和4年2月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

1月11日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する  
苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたの  
で、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判所の女性職員には一切、宿直を担当させない理由が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第453号

令和4年2月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所の女性職員には一切、宿直を担当させない理由が書いてある文書（最新  
版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年1月13日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第54号

(2) 謝問日

令和4年2月14日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第454号

令和4年2月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

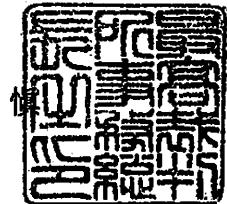
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第54号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年2月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

裁判所の女性職員には一切、宿直を担当させない理由が書いてある文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和4年1月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則において準用する人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第14条第4項において、各省各庁の長は、同規則第13条第1項第3号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に関する規程において、人事院の定める事項を定めなければならないとされ、平成6年7月27日付け職職-328人事院事務総長通知「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第10宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係2の(3)において、上記人事院の定める事項として当直勤務に従事する職員の範囲が規定されている。裁判所が

行う宿直勤務は、同規則第13条第1項第3号に掲げる勤務と解されており、このため宿直勤務に関する規程において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要がある。

(2) 裁判所においては、最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第2により、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第13条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることに関する事項に関する権限を職員が勤務する各裁判所に委任している。各裁判所は、この権限に基づき、各裁判所の実情に応じて宿直勤務に従事する職員の範囲を定めており、最高裁判所において、宿直勤務に従事する職員の範囲を定める必要はない。

なお、最高裁判所は、下級裁判所の宿直勤務に関する規程の報告を下級裁判所に求めていないため、下級裁判所の宿直勤務に関する規程も保有していない。念のため、最高裁判所内において、本件対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。